

社会福祉法人 友愛 十字会

ゆうあい

2006

7・20

No. 30

題字 前総裁三笠宮崇仁親王殿下



サービス相談にも熱が入ります
(砧地域包括支援センター)

主な記事

- | | | |
|----------------------|-----------|--------|
| ○人体の不思議 | 総 裁 | 寛仁親王殿下 |
| ○地域福祉と社会福祉施設 | 理 事 | 根本 嘉昭 |
| ○友愛十字会との協力を考えて | 砧 町 町 会 長 | 大島 弘之 |
| ○認知症WGが目指すもの | 法人企画部長 | 多田 金稔 |



人体の不思議

社会福祉法人 友愛十字会

総裁 寛 仁 親 王

私は去る二月二十八日(火)、中咽頭前壁扁平上皮癌の手術を杏林大学付属病院で、いつも通り海老原先生の執刀で受け、又、生き返って来ました。通算すると試験切除を入れて八回目の手術という事になります。

下部食道から頸部食道に来て、口頭蓋その後、咽頭周辺に度々癌が出現する、つまり食道から上に登ってくる形のケースは極めて珍しいらしく、国立がんセンターの良きモルモットになっているはず。

杏林大学病院で手術をしたのは、がんセンターには循環器の専門チームが居ないので、二年程前に不整脈をした私の事を先生方が必要以上に心配なさり、循環器部門がしっかりとっており且つ、海老原先生も客員教授として手術日を持っておられる杏林大学病院という事になった訳です。

手術は二時間余りであったそうで、下部食道の時の様に八時間半掛かったのと比べると随分短い様ですが、大変困難なものであったらしく、海老原先生以外だったら手術はせず放射線治療

に走るそうです。放射線は技術が向上しピンポイントで患部を照射しますから、以前と比べると随分楽な治療になった訳ですが、患部は死滅しますが、その周辺の正常細胞も弱まりますから、将来その周辺に再発した時、二度と放射線を掛ける事が出来ませんから、私はやりたくないのです。

ともあれ手術の結果、永年の間に氣道が狭くなりつつあったのですが、今では人様の三分の一以下になってしまいました。又、舌根部分の切除(約四センチ)したせいでしょうか、舌のどこかの神経がマヒしていて、舌のろれつがうまく行かず、従って正確に発音する事が出来ません。又、講演の様な長い話も大きい声を出さざるを得なく、少々疲れます。

標題にした様に、私が、少々吃驚しているのは、身体はリハビリによって少しずつではあります。が、軽快して行くと言うことです。

氣道は三分の一の狭さと前に書きましたが、術後病院で歩行許可が出たので、散歩を試みた処、全く唯の漫ろ歩きを始めただけに、呼

吸がゼイゼイして苦しくてまいりました。スポーツ選手を四五年やって来て初めての経験で愕然としました。それでもトレーニング症候群の私は殆ど休む事なくほぼ毎日歩いている内に、苦しい事は苦しいのですが、赤坂御用地外周を一分間百十歩の歩数で歩けるまでに回復しました。

これは、四、五年前の氣道の状態が今よりずっと良い状態の時の一周の平均タイムに約十分遅い記録ですが、随分進歩するものだと思います。舌の神経のマヒも動かす事で少しずつ良くなって来て、初めは、口の中の物が、左右上下に散らばっても、まるめる事が出来ませんでした。が、今では、何とか昔並に舌が動いてまとめられる様になりました。

飲み込む時に噎せる・咳き込むのだけは、何時、どういう形で発生するのかがつかめませんので、毎食ゆつくりと慎重に適度な量を入れ、良く噛んで、ゴクリと飲み込みますが、ふっと気を抜くと、あつという間に噎せるので、公式の会食は当分ダメでしょう。

然し乍ら、術直後はどうなる事かと深刻に思った物ですが、神様の造りたもうた人間の身体は、きちんと恢復を目指す(完全とは言えないが)ものだと、手術の度に感心しています。



地域福祉と社会福祉施設

社会福祉法人 友愛十字会

理事 根 本 嘉 昭

(神奈川県立保健福祉大学教授)

はじめに

平成一二年六月にそれまでの社会福祉事業法が新たに社会福祉法となり、「地域福祉」という用語がはじめて使われて以来、現在は「地域福祉の時代」といつてよいと思います。ところで地域福祉について百人の論者がいれば、百通りの解釈があるといわれるほど、いろいろな角度からの見方、考え方が可能です。以下、私なりに「地域福祉の時代」の福祉サーヴィスの特徴について、四つのキー概念を中心に述べてみたいと思います。

ノーマライゼーションと

ソーシャルインクルージョン

ノーマライゼーションとは、老若男女、障害のある人もない人も一定割合存在しているノーマルな(正常な)地域社会において、その地域社会の「常識」から見てノーマルな(普通の)生活を営むことを保障していくというもので、現在の社会福祉にとって大切な理念

の一つです。そして、地域福祉は、地域コミュニティにおいてそのような福祉社会をつくっていくこと、つまりノーマライゼーションの理念を現実のものにしていくプロセスとしてとらえることができると思います。

さて、そのような地域福祉を推進するにあたって、最近もうひとつの重要な考え方が登場してきました。それはソーシャルインクルージョンという考え方です。平成一四年一月、社会保障審議会福祉部会は市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するため「地域福祉計画策定指針」をまとめました。この指針の副題が当初は「一人ひとりの国民への訴え」という記述でした。福祉部会の審議の過程で「国民」だけを訴えの対象としてしまうと、地域社会の中に少なからず存在している「国民以外の人々」を対象からはずしてしまうことになる。地域社会のすべての人の参加・参画を期待している地域福祉の推進

において、大切な人々を置き去りにしてしまふことになる、という趣旨の議論があり、結局副題は「一人ひとりの地域住民への訴え」となつて落ち着きました。

このようにソーシャルインクルージョンとは、地域社会に住んでいるいかなる人をも見逃さず、排除することなく、社会的に包み込んでいこうという考え方です。よく「小指の痛みは全身の痛み」といいますが、地域社会の中に一人でも不幸せな人がいる限り地域社会全体としても不幸せにならないということですから、そして人間は一人ひとり違って当たり前、個性ある個々人が地域社会を構成する重要な構成員の一員として平等に扱われ、互いに助け合い支えあつていくことにつながります。

個人尊重と自立支援

社会福祉法第三条に、福祉サーヴィスは「個人の尊厳の保持を旨とし」とあるように、現在の社会福祉は、まず個人から出発します。「ピープル・ファースト(まず、人間)」ということばがあります。「認知症の……さん」「重度障害のある……さん」という呼び方以前に、まず一人の人間として認めるということですから、さらに提供されるサーヴィスは「利用者

の意向を十分に踏まえた」質のよいものでなければなりません。個人の尊厳を保障し、質のよいサービスを提供するために、現在、サービス事業者に対して情報開示の義務付け、ISOや第三者評価の実施、苦情への対応体制などいろいろな仕組みが考えられています。なかでも情報は大切です。良質の、量的にも適切な情報が、タイミングよく、ワンストップで、わかりやすく提供されなければなりません。

さらに現在の福祉サービスの基本は、一人ひとりの利用者が地域において自立した生活を営めるよう支援することにあります。かつて自立とは、たとえば就労により生活保護から脱却して経済的に自立するとか、自分の身の回りのことは自分でするという身辺的自立などを意味していたときもありました。その場合、自立とは他からの援助・支援を受けない状態を意味したのです。しかし、現在の自立は違います。たとえば他から援助・支援を受けていたとしても、その人が自分自身であり続けること、かけがえのない自分の人生について自己の責任でその生き方を決定できる、尊厳ある自分らしい生活ができることを意味するとされています。このように自己責

任・自己決定が基本となりますが、それが困難な人のために、たとえば成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの福祉サービス利用援助事業が用意されています。

「地域福祉の時代」の施設・社会福祉法人

「地域福祉の時代」は、いろいろな価値観が混在している時代です。措置時代の価値観、契約の時代の価値観、それに「猫の目のように」といつてよいほどめまぐるしく変わる社会保障・社会福祉をめぐる制度や施策……。このような時代には、きちんとした考え方の座標軸を持ち、過去から未来に続く大きな流れの中で本流を見抜き、つかむことが大切です。そのような座標軸を指し示すことを、社会福祉法人（社会福祉施設）に期待したいと思います。「地域福祉の時代」の施設サービスは、やはり地域での生活を視野に入れた地域生活への移行と、それがうまくいくような支援サービスを実践していくことが、歴史の流れの本流といえましょう。社会福祉施設は最も専門性の高いサービス提供者として、地域福祉確立における重要な社会資源として、歴史の本流に沿ったモデルを提供して欲しいと思います。

また社会福祉法人（社会福祉施設）は、明確な理念や目標を提示しそれを実践に移すことが大切です。そして最も社会的に弱い立場にある人々（ヴァルネラビリティ）への対応を心がけて欲しいと思います。たとえば採算であっても、利用者本位の、利用者の人間としての尊厳を守りつつそのノーマライズされた生活を保障していくことが求められています。

おわりに 地域福祉とサンマ

地域福祉とは、地域社会にサンマを呼び戻す営みともいわれています。サンマとは①ゆとり・時間という間[※]、②場所・空間という間[※]、③仲間という間の三つの間のことです。

地域福祉は、住みよい地域社会を創造します。住みよい地域社会とは、誰でも生まれてきてよかった、長生きしてきてよかったと思える社会ですし、また自信と誇りをもって次の世代に残すことのできる社会でもありません。社会福祉法人（社会福祉施設）が中心になって、そのような地域コミュニティづくりが進むことを心から期待します。



「支え合う地域社会その1」

友愛十字会との協力を考えて

世田谷区砧町町会長 大 島 弘 之

地元の学校に通っていたので、子どもの頃から友愛十字会の存在は知っていました。

しかし、どのような施設なのか、内容についてもあまり深く考えたことはないままでした。今まで町会の方々が納涼盆踊りを手伝ったり、踊る方々が参加している程度にしかり解しておりませんでした。

私が町会長を引き受けてからも、町会と友愛十字会の災害活動相互応援協定のことは後で知りましたし、数年間はそのように見ていたことは事実でした。

今回、機関誌「ゆうあい」に寄稿するにあたり改めて施設の内容を理解するために施設案内書、パンフレットなどを読ませていただきました。それによれば、世田谷だけで七施設が設置されていることを知りました。また最近、世田谷区の高齢者相談の窓口として、「砧あんしんすこやかセンター」の名称で業務が始まったとも聞き、さらに機能が増した

れます。このような状況の下で町会として、高齢者等社会的弱者の避難の取り扱いをどうすべきか憂慮しております。

昨年、世田谷区支援の地域コミュニティ活性化事業として、高齢者見守りネットワークを構築しました。実施するに当たり友愛十字会さんにも大変なご支援をいただきと共に、これらについてご意見をいただきました。

それは、相互協定をさらに発展させるため地域高齢者等の弱者の避難所として友愛十字会の施設利用はどうであろうかということでした。

幸い、友愛十字会は鉄筋コンクリート造りであり、広場もあり安全と思われれます。また、看護師さんも常駐しておられるようで心強い限りです。これからいろいろ検討し、打ち合わせしていかなければならないこともあり、難しいことも出てくると思います。地域の災害を考えると、より具体的に、密接的にあらゆる団体がそれぞれの特長を生かして助け合い、連携・対処していくことが望ましいと思います。

これからもよろしく願います。

ことになります。先に述べたように、町会は納涼盆踊り大会の協力のほかに、防災時における相互協定を結んでおります。今までは、小型ポンプでの放水訓練、バケツリレー程度でありましたが、一昨年から寝たきりの方や車椅子の方の避難誘導、搬送の訓練も始めさせていただき、町会役員にとっても良い経験と有意義な内容となりました。

しかし、友愛十字会単独の災害時はお手伝いできませんが、震災など大規模、広域災害時については町内にも相当数の被災者が発生することは否めません。高齢者など、社会的弱者の方々も沢山おられます。世田谷区の震災体制としては、山野小学校が避難所に指定されており、担当町会として、これから組織を立ち上げる準備をしております。

砧町内の人口は約二万二千人であり、いざ震度七クラス以上が起きると、一時的には、四千人位の人々が避難してくると予想さ



「支え合う地域社会その2」

砧地域包括支援センター (あんしんすこやかセンター) を開設

砧地域包括支援センター

主任介護支援専門員 山本 恵 理

「地域包括支援センターとは」

当法人は、改正介護保険法の施行を受け、平成一八年四月一日に砧地域包括支援センターを開設しました。

地域包括支援センターは、自治体がそれぞれの考え方に基づいて設置するものですが世田谷区では二七ヶ所のセンターが誕生しました。砧地域包括支援センター担当エリアは、砧・大蔵・岡本・砧公園です。

世田谷区では、親しみやすい地域包括支援センターにするために、「あんしんすこやかセンター」という通称名をつけ、「あんすこ君」というキャラクターを作りました。「あんすこ君」は世田谷区の鳥「オナガ」をイメージしたキャラクターで、あんしんすこやかセンターの広報のために、日夜頑張っています。

「あんしんすこやかセンター」は、年を重ねても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、様々な支援をする相談窓口

です。介護が必要な状態にならないようにすること、また介護が必要になっても、その状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供され、生活の質を維持できるようにすることを目指しています。

「主な業務内容」

一 総合相談・支援

高齢者やご家族の各種相談を受け付け、必要な時は訪問して実態を把握し、総合的に支援します。行政機関・医療機関・民生委員等とも連携し、必要なサービスにつなげます。

二 介護予防マネジメント

体力の低下などで介護が必要となる心配がある高齢者や、軽度の介護が必要な方を対象に、個別に介護予防プランを作成し、生活改善のための相談や支援をおこないます。

三 包括的・継続的ケアマネジメント

身体の状態が変化しても、それに応じた

サービスを受け、長期に亘って安心して暮らしていただけるよう、医療機関やケアマネジャーと連携して支援します。

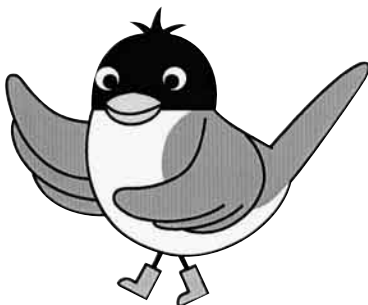
四 権利擁護

高齢者への虐待の防止や早期発見、権利擁護のための支援をします。

五 その他

このほかにも、介護保険認定申請の受付、世田谷区の保険福祉サービスの申請代行、砧まちづくり出張所での福祉相談、地域ぐるみでの高齢者を見守る「見守りネットワーク事業」など、業務は多岐にわたります。

高齢者の方々が、いつまでも住み慣れたまちで「あんしん」して、「すこやか」に暮らせるような社会を、地域の皆さんと協力しながら作っていきたくと考えています。



あんすこ君

「認知症ワーキング・グループ」が目指すもの

友愛十字会教育委員会委員長 多田 金稔
認知症ワーキング・グループ事務局 吉岡久美子

当法人の教育委員会では、平成十七年度より法人内の老人施設を対象とした専門技術を向上させるため、委員会の下部組織として「認知症ワーキング・グループ(WG)」を設置し、月一回の「定例会」と課題毎の「分科会」を開催しています。活動開始に当たり目標に、①認知症に関わる知識・技術・実践等の情報を収集・共有化し、その専門性を高める、②活動の成果を「友愛十字会標準」(YS)に登録し、組織として確実に実践できる体制を構築する、③経営理念である「独自能力」の開発手法に今回の取り組み方法を応用し、新しい専門技術を増やし、当法人の事業運営の充実を図る、を挙げ意思統一を図りました。

まず、認知症という病気の理解・ケアの認識を共有化するため、多くの出版物、文献等を調査しました。これには輪講方式(ある文献を数人で分担し、調べた事項を順々に講義

し合う勉強の方法)を採用して、メンバーの一層の理解と関心を高めました。この一連の調査の中で、「認知症とは何か」小澤勲著(岩波新書)という本に出会い、これを当法人における認知症に関する共通化の原典(病理的な理解やケアの基本、用語を含む)と決め、さらに、「あらゆる困難を乗り越え、世の価値観から離脱した「虚構の世界」の実現をめざし、心安らかに生きてゆける「認知症ケアの文化」を創造すること」を「指針」として継続的な改善に取り組むことにしました。この内、「虚構の世界」とは、「世間体など気にする必要のない、温かく豊かな人と人とのつながりにあふれている場」と小澤先生は定義しています。

認知症は、獲得した知的機能が後天的な脳の器質性障害によって低下し、日常生活や社会生活が営めなくなっている状態で、「変質疾患」(アルツハイマー病など)や「脳血管性認知

症」などが「原因疾患」となります。これらの脳の障害から直接的に生み出させるものが「中核症状」で、①記憶障害、②見当識障害、③失語、失認、失行、④病態失認(自らの病状を認識できないこと)などです。一方、中核症状に心理的、状態的要因が加わって、二次的に生成されるのが「周辺症状」で、人によって現れ方が全く異なります。「周辺症状」には、①幻覚妄想状態(物盗られ・嫉妬・妄想など)、②行動障害(徘徊、便いじり、収集癖、攻撃的など)などがあります。

人は、さまざまな出来事に遭遇し心がゆれるが、それは客観的な大小でなく、それを受け止める一人ひとりの人生経験、人柄、置かれている状態などによって決まるために、「周辺症状」の表れ方も人によって異なります。認知症は、「やりたいこととやれること」、「過去の自分と現在の自分」等のズレ(認知能力の低下)を漠然とではあれ感じ取る能力(感情的機能)が保持されていて、そのズレに対する感情が、不安、寂しさ、喪失感、人肌恋しさなどとして、解決されないまま心底にしまい込まれた状態にあるのです。

このように認知症を理解すると、認知症ケアは「周辺症状」の生成をもたらす「過去と現在の自分とのズレ」(コピーング)を埋め、安心感を与えるケアにポイントを置かなければならないことがわかってきました。

認知症ケアのポイントは、①認知症の自由を受け止める共感者となり温かい雰囲気を作る、②「ケアは文化」であり、暮らしを豊かにするにはなくてはならない「余剰」であると理解し、日常生活を送るのに必要最小限度の援助をするのではなく、プラスアルファの提供を心がける、③行動を制限(拘束も含む)して、「やりたいこと」を潰し、生きるエネルギーを殺ぐことは、ケア(心底から共感を持った職員の支え)の名に値しないことを徹底する、④周辺症状は暮らしの中で作られた症状であるから、暮らしの中で、あるいはケアによって必ず治るという確信を持ってケアを行う、などになります。

議論の中で、このような認知症ケアを行うには、職員を増やさなければ不可能であるとの意見が出されました。たしかに、より良いケアを提供するには、多くのマンパワーが必要

ですが、「心ない職員の一つの言動」が多くの周辺症状を誘発し、その対応「後追い業務」で四苦八苦の状態になっていないかです。手探りであっても、方向を定め、真摯に職員が一致協力し、周辺症状を抑えるケア「前向き業務」にパワーを使うなら、人員増の必要は自然になくなりますが、この転換を実現するには、やり遂げようという熱意と執念が不可欠で、「発想の転換」が必要です。

認知症ケアをより個別化し、有機的に機能(虚構の世界の実現)させる上で、コミュニケーション手段の共有化が重要な要素になります。WGでは、「コピーング・コミュニケーション」(略称:「コピーンコム」と名付けて、関連情報の収集に努めたところ、「バリテーション」ナオミ・フェイル著(筒井書房)が教えるコミュニケーション・テクニクが、有効であると判断し、さらに詳細を勉強し、どのように職場に融合・定着させるかの課題に取り組んでいるところです。

特養老人ホーム(二施設)の認知症実態調査を実施したところ、認知症の原因疾患として、「変質疾患」30%、「脳血管性認知症」18%、「仮

性・その他」28%で、全体では76%の利用者に何らかの認知症が認められます。また、中核症状では、「記憶障害」34%、「見当識障害」28%、「失語、失認、失行」5%、「病態失認」2%となっており、周辺症状では、「幻覚妄想状態」22%、「行動障害」88%で、「攻撃的言動」がこの中の37%を占めます。これは、感心できる状態にあるとは言えません。

認知症ケアの良否が周辺症状の発生頻度、程度などを左右することから、これを一つの評価指標とし、各施設から数名のサンプルを選び、新しいケアの試行による効果・弊害等を評価・分析してノウハウの蓄積を図りたいと考えています。試行錯誤の中で蓄積したノウハウを全利用者へ拡大するには、関係全職員への適切な教育・定着が必須です。

今後、「認知症専門講座」、事例発表、YSの登録などを通じて周知徹底を図り、指針に掲げた「認知症ケアの文化」の創造を目指して活動を続けたいと思います。

養護老人ホーム

「友愛ホーム」の見直しについて

友愛ホーム園長 墨野倉克則

「見直しに至る経緯」

友愛ホームは、昭和三十一年十二月に生活保護法に基づく養老施設として設置され、その後昭和三十八年に老人福祉法による養護老人ホームに施設種別が変更され今日に至っております。世田谷各施設の中では最も長い歴史を有する施設です。

平成十二年四月の介護保険法制定の際に、保険制度に馴染まないことから従来通りの措置制度として残りしました。しかしながら介護保険制度の五年後の見直しにあたり、養護老人ホームの将来を巡って、増大する入所者の介護ニーズに措置費で介護職員等の配置を裏打ちするやり方には限界があるのではという施設関係者からの意見もあり、平成十六年十月から厚生労働省の研究会で検討がなされた結果、現在の養護老人ホームは平成十八年四月一日から介護の必要な入所者については介護保険

の居宅サーヴィスを利用できるように法律等の改正がなされました。また、本年十月までに「外部サーヴィス個別契約型」または「外部サーヴィス利用型特定施設」の何れかを選択することに なります。

「見直し後の選択」

当ホームの入所者の実態を見ると、①低所得でかつ一人暮らしであった高齢者や家庭崩壊等のため放置状態にあった高齢者、またはホームレス等大都市特有の問題を抱えた高齢者等の入所者。②六十五歳前後の生活保護受給者で入所判定委員会の審査を経た入所者。③統合失調症等により精神科で抗精神病薬を投与されている入所者等の利用者が非常に多くなつてきています。このことは、要支援や要介護状態にある者を対象とした介護保険施設の指定を受ける「外部サーヴィス利用特定施設」に

は馴染めず、むしろ外部サーヴィス提供機関と入所者個人が契約を結びサーヴィスを利用する「外部サーヴィス個別契約型」が適切ではないかと判断しました。

「新たな職員体制等」

措置費が平成十七年度から一般財源化され、国から地方自治体にその財源が移管し、新たな職員配置等の基準を巡って関係者間で憂慮しておりましたが、本年三月末、国から基準省令並びに局長通知が発せられ、概ね従来通りの職員体制で運営することができるようになりました。また、省令等の改正により従来施設内部で行っていた介護等の業務を外部のサーヴィス提供機関に委ねることができるようになりました。施設が行うサーヴィスは利用者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓

練を支援するものであり、そのための専門職員を四月一日付で配置しました。

「外部サーヴィスの導入」

現在、当ホームには七十名の入所者がありますが、そのうち要介護度二以上のレベルの方は十名おり、これらの方がどのような種類の介護サーヴィスを受けることができるのか検討しています。例えばケアマネージャーを通して訪問介護をお願いした場合、ヘルパーのサーヴィス内容や頻度と施設職員が行う支援業務が上手く入所者のニーズに合うかどうか。また、介護保険の自己負担の割合を滞納することなく支払うことができるのかどうか等です。介護度の高い方から順次検討を進め、利用可能な方は本人の了解のもと十月を待たずに契約を進めていく予定です。また、省令等の改正には利用者個人のプライバシーに配慮した基準面積の拡充や個室化に向けた取り組みも挙げられていますが、当面当ホームでは、入所者サーヴィスの質の面で『顧客満足』が得られるよう、ISO認証による業務プロセスの定着化等に向けて事業の推進を図っているところ です。

善意のかずかず

次の方々から善意の金品のご寄贈を頂き、また、利用者及び施設に対しまして、数々のご奉仕等を賜りました事に対して、心より御礼申し上げます。

(平成一七年四月一日〜平成一八年三月三十一日まで)

(寄付金) 敬称略あくお順

○世田谷施設関係

青柳 寛紀行・秋山隆子・秋木武夫
新井電気工業所・朝日新聞サービス
アンカーASA大蔵・相原清・石井
アサ子・石井畳店石井光信・井上洋
品店井上善雄・井山建設(株)代表取
締役員山由三・圓光寺内藤壽昭・大
蔵住宅自治会会長宮崎春代・大蔵自
動車商会代表取締役長島英行・大蔵
電気産業・おしやれ床やポヌール・
小川恵以子・貝塚富江・家庭料理の
店RYO・(株)ガードインフオメー
ションサービス代表取締役鈴木弘
毅・(株)福祉施設共済会代表取締役
福山嘉照・(株)全国建築物飲料水管
理協会東京都支部部長佐川弘・川
上雄渾・河島サト・関東ポウリング

場協会会長池田朝彦・碓教会教会学
校・キヌタ書道会菊池偉雄・碓総合
支所波多野実・碓保健福祉センタ―
所長波多野実・碓町自治会・碓町自
治会岩崎さよ子・碓まちづくり出張
所竹内登喜男・碓まちづくり出張所・
碓町町会大島弘之・碓幼稚園長阿部
眞次・碓いしい・小池キワ子・小杉
茂清・こむろ整骨院・佐藤弘人・齋
藤千恵子・さわやか信用金庫星野俊
夫・サン・メディカル・J A東京中
央千歳地区女性部部长伊藤たき子・
ジャバンレディースポウリングクラ
ブ・財団法人日本チャリティ協会・
白川富子・鈴木淑子・砂井電気管理
事務所・スワロークリーニングマル
サン神保三郎・成城交通安全協会・
成城消防団第五分団分团长山崎久麿
雄・成城消防団第五分団三部・世田
谷赤十字奉仕団小川恵以子・世田

区I K K福祉協会会長牧瀬三朗・世
田谷高齢者クラブ連合会・世田谷区
ゲートボール協会会長柴崎大三郎・
昭和女子大学中高部生徒会・T M C
通り商店街・第一大蔵ストア―柳屋
商店・高橋秀雄・田中アイ子・天理
教東京教区婦人会塚原ヤエ子・富沢
キク・長岡タエ・中澤幸雄・日赤奉
仕団碓出張所分団小川恵以子・沼尻
善四郎・ビューティサロン真浅野和
枝・藤陰静照・藤木敏子・ヘア―サ
ロンスタート・星野商店・牧野和子・
山野小学校校長吉田仁・ヤマブン青
果山川満・読売新聞碓サービスセン
ター・リビングストア―タカハシ・
和響太鼓・和響太鼓木村忠敬

○友愛荘

内海之情会・岡本芳己・老沼ソノ・
菅野昭正・笠原芳子・小石川明星教
会・古賀二重・小嶋朱美・神龍会・図
師寿会・図師馬駒講中・図師町内会・
忠生四丁目町内会・忠生忠霊地区自
治会・谷口泰司・中原政俊・橋本建夫・
ひまわりの会・美永会・ぶどうの会・
ボーイスカウト町田第三団・町田福
祉園・明友会・弥生会・友愛荘家族会・
友愛荘職員互助会

○東京都聴覚障害者生活支援センター
石井晃・(有)八百幹・渡辺クリーニ
ング店

(寄付物品) 敬称略あくお順

○世田谷施設関係

大森義徳・加藤外喜雄・花王石鹼・
小島克人・(株)長谷葬祭・原ナツ・ハ
ツクドラック祖師谷店・渡辺美佐子

○友愛荘

花王石鹼・東急百貨店町田支店・東
京トヨベツト・楽農会

○東京都聴覚障害者生活支援センター

花王石鹼・久保村方光・サンパレス
平井店・坪木屋精肉店

(奉仕活動) 敬称略あくお順

○世田谷施設関係

天理教奉仕団(施設内清掃)

○友愛荘

イリマレイアロハ・桜美林幼稚園・
劇団ノルテ・桜台保育園・神龍会・
ひなたむら劇団・ポーンイスカウト町
田第三団・町田ゆいまる・町田と
きわ保育園・弥生会MUGÉ

友愛十字会主要行事

平成17・4・1～平成18年3・31

7・3	七夕会(荘)	11・1～6	文化祭(荘)	20～24	観梅(砧テ)
4～6	七夕会(砧テ)	11・3	ふれあい祭り(法)	23	よりどりランチ(友ホ)
7	七夕会(友ホ)(砧ホ)(友テ)	11	よりどりランチ(友ホ)	27	外出訓練(聴)
7～8	課外訓練旅行(愛知万博)	16～17	旅行(三浦半島)(友ホ)	3・1	ひな祭り(荘)(砧テ)
(館・園)		19	外出訓練(聴)	3	ひな祭り(砧ホ)(コ)(砧テ)
8	生活講座(聴)	26・27	宮様チャリティーボウ	17	ボウリング大会(友テ)
20	納涼盆踊り大会(法)	リング大会(館・園)(コ)		16	彼岸法要(友ホ)(砧ホ)
30	納涼盆踊り大会・懇談会(聴)	30	利用者懇談会(荘)	19	釣りクラブ(聴)
8・9	社会見学(友テ)	12・9	年末お楽しみ会(友テ)	22	彼岸法要(荘)
4～9	映写会(砧テ)	14	クリスマス交歓会(保育園)	25	運営懇談会(コ)
10	盆法要(砧ホ)(友ホ)	(荘)		26	ハイキング(聴)
16	保健講座(聴)	16	年末懇親パーティー(館・園・コ)	30	花見ハイク(友ホ)
17	地域交流納涼盆踊り大会(荘)	17～18	障害者週間記念行事(聴)		
19	運営懇談会(コ)	19・21	年末お楽しみ会(砧テ)	(注)	
9・12～13	旅行(愛知万博)(聴)	21	クリスマスと年忘れの集い(荘)	法	法人三人行事
15	敬老会(友ホ)	22	年忘れクリスマス会(友ホ)	館	(世田谷更生館)
17	家族懇談会(荘)	28	もちつき大会(友ホ)	園	(友愛園)
19	敬老祝賀の集い(砧ホ)(荘)	28	年忘れの集い(砧ホ)	友テ	(友愛・テイサー・ビスセンター)
19	第一一九回修了式(聴)	1・1	新年祝賀会(友ホ)(砧ホ)	聴	(東京都聴覚障害者生活支援
19	ミニ運動会(友ホ)	4～6	新年会(砧テ)	コ	センター)
19	宿泊訓練(友テ)	11	新年祝賀の集い(荘)	友ホ	(友愛ホーム)
20	よりどりランチ(友ホ)	11	鏡開き(コ)	砧	(友愛荘)(砧ホーム)(砧ホ)
20	社会見学(友テ)	13	成人式(友テ)	砧テ	(砧テイサー・ビスセンター)
20～22	敬老会(砧テ)	19	生活講座(聴)		
23	区民スポーツ大会(聴)	25	保健講座(聴)		
23	社会見学(友テ)	27	社会見学(友テ)		
10・1	利用者懇談会(荘)	27	社会見学(友テ)		
5	都障害者スポーツ大会	27	社会見学(友テ)		
(館・園)(コ)		27	社会見学(友テ)		
6・1	利用者懇談会(荘)	27	社会見学(友テ)		
13	愛のコンサート(館・園)	27	社会見学(友テ)		
14・24	お楽しみ会(砧テ)	27	社会見学(友テ)		
16～17	宿泊訓練(友テ)	27	社会見学(友テ)		
26	外出訓練(聴)	27	社会見学(友テ)		
29	社会見学(友テ)	27	社会見学(友テ)		
		27	社会見学(友テ)		
		27	社会見学(友テ)		

職員異動

○世田谷更生館

平成17・4・1～平成18年3・31

採用 職業指導員 安部素行 17・4・1

介護支援員 松橋 良 17・4・1
生活支援員 織田智子 18・3・27

昇任 職業指導部長 太田政美 17・4・1

配置換 職業指導員 杉村雄紀 17・4・1

職種変更 生活支援員 木村浩二 17・4・1

○友愛園

採用 生活支援員 板垣亜紀 17・4・1

配置換 職業指導員 緑川 仁 17・4・1

○東京都聴覚障害者生活支援センター

採用 生活支援員 佐藤祥子 17・4・1

同 武井直子 17・7・1

○コーポ友愛

退職 寮母 小野悦子 18・3・31

○友愛デイサービスセンター

採用 介護職員 松谷寛子 17・4・1

看護師 小泉美紀 17・5・1

退職 介護職員 平山 悠 18・3・31

同 望月正滋 18・3・31

○友愛ホーム

採用 園長 墨野倉克則 17・4・1

栄養士 湯郷美香 17・10・17

介護職員 中村香緒里 18・3・30

退職 栄養士 和田美智子 17・9・30

介護職員 及川美保 17・10・31

同 田中 貴 18・1・31

同 田倉康雄 18・1・31

○友愛荘

採用 介護職員 金井満里子 17・4・1

同 原 貴臣 17・6・1

同 我妻清香 17・6・1

同 石川佳余 17・7・1

同 村岡啓子 17・7・1

栄養士 田村祥子 18・3・1

介護職員 佐々木葉子 18・3・1

看護師 山口明子 18・3・23

同 大関恵美子 18・3・28

退職 介護職員 鹽入洋子 17・4・30

同 大竹純嘉 17・6・30

主任介護職員 若槻 博 17・8・31

看護師 陶山さよみ 18・1・10

副主任介護職員 穴山末子 18・1・31

栄養士(給食係主任) 今井アヤ子 18・3・31

機能訓練指導員 長岡貞夫 18・3・31

看護師 森川和子 18・3・31

介護職員 島田信子 18・3・31

副主任介護職員 藤原敏代 17・7・1

配置換 庶務部長 片峰昭彦 17・4・1

同 成田光江 17・4・1

看護師 榎由美子 17・4・1

同 佐久間紀子 17・4・1

生活相談員 田代章子 17・9・1

栄養士 田代章子 17・9・1

介護職員 首藤敏子 17・12・1

同 後藤友紀 17・12・1

同 小泉達也 18・3・20

同 若宮拓郎 18・3・20

同 板垣紘子 18・3・23

栄養士(給食係主任) 関谷 勉 17・4・30

副主任介護職員 石川 桂 17・6・30

介護職員 水本幸子 17・10・31

同 益子亜希 18・1・31

同 森 芳樹 18・3・31

同 松原 巧 18・3・31

同 内田泰一朗 18・3・31

看護師 朝比奈由美 18・3・31

○砧デイサービスセンター

採用 看護師 小川聖歌 17・4・1

介護職員 山下真由美 17・8・22

生活相談員 安部信之 17・9・1

同 太田雅子 17・9・1

介護職員 平石愛子 18・3・1

同 黒柳友希 18・3・29

同 森 克彦 18・3・31

看護師 酒向正子 17・12・31

介護職員 須藤有紀 18・3・31

同 野口智広 18・3・31

看護師 小川聖歌 18・3・31

配置換 任命センター長 新垣 洋 17・4・1

看護師 八木ひろみ 18・1・1

○砧在宅介護支援センター

採用 生活相談員 東内崇泰 17・4・1

同 寺島崇広 18・3・31

○砧介護保険サービス

採用 介護支援専門員 木村正子 18・3・22

編集後記

* 殿下の不屈な精神力は、人体の不思議さを限りなく物語られ、勇気と力を戴いた思いがいたします。

* 少子化高齢化で増大する社会保障費等の将来的課題を抱える中、障害者自立支援法も十月から本格的に始動します。揺れ続ける現状に不安を抱きながらも、心の備えだけはと自らに言い聞かせる昨今です。

* いよいよ、猛暑を迎えます。くれぐれもお体を大切に！

ゆうあい 第三十号

平成十八年七月二十日

発行 社会福祉法人 友愛十字会
発行人 石 井 晃

〒157-8575 東京都世田谷区砧
三丁目九番十一号

電話 (03) 341-6131